



Title	台湾競争法の動向と今後の課題
Author(s)	顔, 廷棟
Description	特集 : 国際金融危機と東アジア経済法の現状
Citation	新世代法政策学研究, 8, 175-188
Issue Date	2010-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44563
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP008_010.pdf



台湾競争法の動向と今後の課題

顔 廷 棟

目 次

- I はじめに—台湾競争法の導入
- II 公平交易法の構成と特徴
- III 法改正の動き
- IV 法運用の状況
- V おわりに—今後の課題

I はじめに—台湾競争法の導入

1970年代の台湾の経済発展は、政府主導の開発戦略により、資源配分の非効率化、公営企業による基幹産業の独寡占化、市場機能の歪曲などの種々の問題が浮き彫りになった。また、輸出貿易の拡大に伴い、アメリカをはじめとする先進工業国との貿易摩擦が深刻な問題となったため、一連の台米貿易問題の協議において、アメリカ政府から台湾の市場における競争ルールの整備が必要であると強く要請された。これらの問題に有効に対処するため、台湾政府は、1985年5月に設置された「経済革新委員会」で、「経済の自由化、国際化、制度化」という今後の経済発展の基本方針を打ち出したが、これに伴い自由かつ公正な競争環境を構築することが一つの新たな重要課題として登場してきた。

このような経済改革をめざす重要な施策の一環として、1986年に台湾競争法（正式名称「公平交易法」）が起草された。商工業界が同法の制定に強く反発するような環境の中で、法案の審議は紆余曲折を経て、公平交易法は1991年に可決され、翌年の2月4日に施行された。その後、同法は、

1999年2月と2002年2月の二度にわたって大幅な改正が行われた。現段階では、経済のグローバル化や国内市場環境の変化に応じるため、公平交易法の改正案の作業が進められている。

公平交易法は、施行されて以来、同法の運用機関である公平交易委員会（以下、「公平委」という。）によって活発な法運用が行われているが、経済の自由化と国際化に向けて、公正かつ自由な競争をより一層促進するため、その競争法制及び法運用には十分なものと評価できるか検討すべき問題点があると考えられる。そこで、本稿では、公平交易法の構成と特徴を概観した上で、最近の法改正の動き及び法運用の状況を紹介しながら若干の検討を行い、最後に公平委が抱える今後の課題について指摘することにした。

II 公平交易法の構成と特徴

公平交易法は、7章57ヶ条で構成され、1条が規定する「この法律は、取引における秩序を維持し、消費者の利益を保護し、公正な競争を確保して、国民経済の安定及び繁栄を促進するために制定されたものである」との多様な立法目的に示されている。そのなかで、実体的規制は、二つの類型に分かれる。一つは、競争制限行為を規制するために（自由競争の保護）、第2章において、独占的地位の濫用禁止（10条）、企業結合の事前届出制（11条ないし13条）、カルテルの禁止と適用除外制度（14条ないし17条）が設けられている。もう一つは、不正競争行為を規制するために（不正な競争手段の禁止）、第3章において、再販売価格維持（18条）、自由競争・公正競争阻害（19条）、他人の商品・営業標識の模造詐称等（20条）、不当表示（21条）、営業誹謗（第22条）、マルチ商法（23条ないし23条の4）及び欺瞞的・明白に不正な行為（24条）が禁止されている。

また、同法には、「事業者」、「競争」及び「一定の取引分野」などの重要な法概念や用語が第1章でそれぞれに定義されている（2条ないし9条）。その他、第4章ないし第7章においては、公平委の組織と執行手続の規定（25条ないし29条）、同法の違反に対する損害賠償、差止請求及び罰則の規定（30条ないし44条）、知的財産権による権利の行使と認められる行為の適用除外制度（45条）、外国法人又は団体の当事者能力及び互恵

原則（47条）がそれぞれに設けられている。

このような公平交易法の実体的規制は、近隣の日韓両国の競争法制よりも規制対象が極めて幅広く認められている。特に、本来民事的・司法的に処理されるべき不正競争行為及びマルチ商法が競争法の範疇に取り込まれていることは、公平交易法の最大の特徴として挙げられている。これは、被害救済の迅速化や行政処理権限の集中を図るためであると考えられるが、その取扱い如何によっては、競争法の性格を曖昧なものとしかねない。

なお、競争法の執行・運用体制について考察すれば、その組織及び執行手続に関する規定の条文数は、日本法では、111ヶ条で全条文の約81%を占めており、韓国法では、55ヶ条で全条文の約47%を占めている¹。これに対して、公平交易法においては、わずか6ヶ条で全条文の約10%を占めるにすぎず、これも同法の特徴として、比較的簡潔な組織的・手続的規制といった点を見出すことができる。

III 法改正の動き

2007年1月12日、公平委は公平交易法の改正案を公表した²。この改正案は、立法院（日本の国会に相当）に改正法案を提出することを目指す公平委が、現段階で考えている改正の方向を示したものである。以下では、今回の主な改正点を説明しつつ、その改正案の内容について検討してみたい。

1. 独占的事業者を認定する総売上高基準額の引き上げ

独占的事業者の濫用行為規制について、その規制対象の明確化を図るため、現行法5条の1で、「1の事業者が市場占拠率2分の1に、2の事業者で3分の2に、又は3の事業者で4分の3に達しない場合」又は「その各事業者の市場占拠率が10分の1に達しないとき、又はその最近事業年度の

¹ 栗田誠「日本における独占禁止法エンフォースメントの現状と課題」2007年東アジア経済法研究会（札幌・北海道大学）報告II 4頁参照。

² この改正案は、公平委ホームページ（<http://www.ftc.gov.tw/960122a.doc>）に公開されている。

総売上高が10億台湾元（約35億円に相当）未満である場合」は、いずれも独占的地位を有するとは認定されないとの数量基準が設けられている。改正案は、経済与件の変化や規制の効率性を考慮して、独占的地位を有する事業者に認定する総売上高基準額が10億台湾元から20億台湾元に引き上げられるとしている。

一方で、台湾においては、国営独占企業が依然として大きな経済力を有しているから³、その独占的事業者の濫用行為を的確に抑制するために、単に独占的地位の認定基準の調整のみならず、独占的な規制産業への競争原理の導入、国営事業から民間への開放などの施策を推進することが必要不可欠であると考えられる⁴。

2. 適用除外企業結合の類型の追加

公平交易法6条では、合併、株式所有、営業の譲受、共同経営、営業・人事の支配などの企業結合を規制対象としている。ただし、「親子会社・兄弟会社間の合併」、「100%出資による分社化のための営業等の譲受」、又は「会社が自社の株式を取り戻すことによって他の株主の議決権保有率が3分の1超」の企業結合は、いずれも規制の対象とならないとされる（11条の1）。改正案は、「100%持株による子会社の設立」が適用除外企業結合の類型の一つとして、現行法11条の1の規定に追加されるとしている。これは、法的には別の会社であるが、経済的には親子会社が一つの独立の競争単位として事業活動を行うとみられ、競争への影響は変わらないので、規制の対象となることはないとされているからである。

このような改正案は、企業結合の規制を大きく変更するものではない。すなわち、公平交易法を改正するのであれば、その企業結合規定のすべては依然として市場集中規制に関するものであり、日韓両国における過度な

³ 台湾経済の特徴は、基本的に官民の二重構造であり、現在においても、国営・公営企業は鉄道、通信、電力、石油精製といった基幹部門を押えており、郵政部門も全面的に支配している状況にある。

⁴ 台湾では、1991年に「公営事業移転民営条例」という法律が成立し、1996年に「国家發展會議」において公営企業が独占していた市場を民間に開放し、自由化を促進することが決議された。

事業支配力の集中や金融会社の株式保有・出資を制限するような一般集中規制に属する規定（日一9条、11条、韓一9条、10条）は置かれていない。なぜなら、中小企業を主体とする台湾の産業構造においては、大規模企業集団・財閥や企業系列化というような現象が著しく進展している状況にはなく、現時点で国民経済全体における特定企業や企業グループへの経済力の集中を問題として規制する必要はないと考えられているからである。

3. 適用除外カルテルの種類拡大

公平交易法においては、カルテルが商品規格・形式の統一化、共同研究の開発、産業の合理化、輸出・輸入貿易の改善、不況の克服、中小企業の競争力向上のためのものであり、公平委の認可を受けた場合には許容されるとの適用除外カルテル制度が設けられている（14条1項ただし書）。改正案は、現行法上の7種類のカルテルのほかに、産業発展の促進、生産・販売の改善との2種類のカルテルについても適用除外の対象とするとしている。

比較法の視点からみれば、日韓両国の競争法制においても、いずれも適用除外カルテルの制度が設けられているが、日本法では、近年の累次の法改正により適用除外は縮小しつつあり⁵、韓国法では、10年以上にわたってまったく適用除外制度が利用されていない状況にある⁶。このように対照して、公平交易法の改正案において適用除外カルテルの範囲を拡大するのは、カルテル規制の緩和により、台湾の産業構造の高度化のために競争的市場の効率性を犠牲にすることができる。

4. 行政制裁金制度の見直し

公平交易法41条は、同法に違反した事業者に対する行政上の措置として、一定の期間を付して当該行為の停止、是正又は必要な更正措置を命ずることができるほか、5万台湾元以上2,500万台湾元以下の行政制裁金（過料）に処することができるとの措置を用意する。このように、すべての違反行

⁵ 平林英勝『独占禁止法の解釈・施行・歴史』（商事法務・2005年）3～36頁参照。

⁶ 中山武憲「東アジア競争法の課題」『競争法の東アジア共同市場』（日本評論社・2008年）所収29頁参照。

為に対して、画一的な上限額のもとで行政制裁金が課されているのは、異なる違反行為類型の間に抑止効果の過不足が問題となる。したがって、改正案は、抑止力の強化を図るため、各違法行為の類型に応じて、それぞれの罰則を設けるとともに、その行政制裁金の上限額を大幅に引き上げ、例えば、カルテルへの上限額を2,500万台湾元から2億台湾元に引き上げるとしている。

しかし、改正案が定める行政制裁金の上限額も確定額であるので、カルテル等の違反行為による不当な利得がその上限額を大きく上回る場合には、行政制裁金の上限額に課しても違反の抑止効果が期待できないと思われる。一方、行政制裁金の賦課について、現行法と改正案では、いずれも具体的・明確な賦課基準が設けられず、それは公平委による恣意的な裁量が行われるおそれがあると批判されている⁷。このように、公平委は、行政制裁金制度を改善するためには、欧米競争法上の量刑・制裁金ガイドライン⁸を踏まえて、制裁金の上限額を不当な利得相当額以上のレベル⁹までに設定したうえで、その範囲で違反行為の悪質性、重大性、個別具体的な事情に応じた賦課基準を策定する必要がある。

5. リニエンシー・プログラムの導入

他の国と同じく、台湾においてカルテルを審査する場合には、実務上最

⁷ 公平交易法においては、政制裁金の賦課について、同法施行令36条で違反の動機・目的、予想の不当な利得、取引秩序に対する侵害の程度、違反行為の期間・反復、違反事業者の規模・市場地位、違反による不当な利得、捜査への協力などの考慮要因が掲げられているが、これらの考慮要因はほぼ抽象的・裁量的なものであり、各考慮要因に対応する算定率や計算方法のような賦課基準が設けられていない。

⁸ 米国量刑ガイドライン (The United States Sentencing Commission, Federal Sentencing Guidelines, 1988)、EC 行政制裁金ガイドライン (Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No 1/2003, 2006/C 210/02)。

⁹ 米国反トラスト法のシャーマン法違反では、違反行為により獲得した利益もしくは与えた損害額の2倍までの罰金を科することが可能であり、ドイツ競争制限禁止法違反では、違反行為によって得られた超過売上利得の3倍までの額の過料を科することが可能となっている。

大の難関は、共同性の立証である。このため、改正案は、リニエンシー・プログラム (Leniency Programs/Policy) の導入により、カルテルの摘発、事案の真相解明、違反状態の解消及び違反行為の防止を目指している¹⁰。

しかし、上述したように、現行公平交易法の行政制裁金制度には恣意的な裁量との大きな欠陥が存在しているから、リニエンシー・プログラムの申出によってどの程度処罰が減免されるかが不明確であり、情報提供への見返りの確実性を欠いた仕組みの下で違反事業者がカルテルからの自発的離脱を促すインセンティブが働き難いと考えられる。このため、現行行政制裁金の裁量濫用との問題を解消しないと、そのリニエンシー・プログラムが有効に機能していくことには疑問がある。

IV 法運用の状況

1. 独占的地位の濫用規制の運用

独占的地位の濫用行為の違反事件として処理された件数は、公平交易法施行時から2008年11月までの間に計わずか8件であり、件数は多くない¹¹。そのなかで、中国石油会社や大台北区ガス会社などの国営・公益企業による濫用行為の違反が従来の違反事件の過半数を占める状況にある¹²。それは、台湾当局が独占的な規制産業に自由化や競争原理を導入しつつあって、国営企業・公益企業も公平交易法の適用を受けるとするからである。近年では、CD-R パテント・プール事件は、公平交易法で知的財産権 (特許権) の行使に対して独占的地位の濫用規制を初めて適用したケースであり、これは台湾 IT 産業等の技術取引にとって重要な意義を有している。

¹⁰ 法改正草案39条においては、カルテルに係る情報の提供かつ調査への協力をした違反事業者は、是正措置の緩和、又は過料の減免を受けられるとされ(2項)、適用対象の資格や免除・減額の決定基準などは、施行令で定めることとされている(3項)。

¹¹ 公平委ホームページ (<http://www.ftc.gov.tw/1000010129991231589.htm>) の統計資料参照。

¹² これらの独占的地位の濫用事例について、拙稿「市場支配力の濫用規制(二・完)」法学(東北大学)70巻4号(2006年10月)124頁以下に詳しい。

本件でオランダ法人・フィリップス会社、日本法人・ソニー会社及び太陽誘電会社の3社は、CD-R（一度だけ書き込み可能な光ディスク）の製造を支配するパテント・プールを設けて1997年頃から相次いで台湾のCD-R メーカーと10年間のライセンス契約を締結した。この契約において、①最初にロイヤリティ（1枚10円又は販売価格3%のうち、高い方）を決めたが、その後のCD-R 価格暴落によりロイヤリティ（1枚10円）が当該製品販売価額の30%以上を占めることになったことから、台湾メーカーがロイヤリティの引き下げの要求をしたところ、これを拒否し、②重要な特許権情報の開示を拒否し、不爭義務の賦課等を行った。

公平委は、2002年4月11日の審決で、本件①の行為について、CD-R 製品の市場情勢が著しく変化した状況の下でも依然としてライセンスとロイヤリティ調整の話し合いをせず、引き続き従来のロイヤリティの計算方式を維持して、30%以上の高さのロイヤリティを徴収していることは10条2号の価格搾取的濫用の違反とし、②の行為について、当該取引における優越的な地位を利用することは同条4号のその他の独占的地位の濫用に該当すると認定したうえで、フィリップス等3社にそれぞれ800万台湾元、400万台湾元及び200万台湾元の過料を科した¹³。その後、公平委の処分に対して、フィリップス等3社が台北高等行政裁判所に取消訴訟を提起したが、台北高等行政裁判所は、2005年8月11日の判決で公平委の処分を支持している¹⁴。

確かに、各産業の市場規模が狭隘である台湾では、独占的事業者による搾取的濫用が行われやすいため、10条2号は価格搾取的濫用の規制として、零細企業及び消費者に向けられる取引上の利益の保護という点でその規制の役割もっている。しかし、本件のように、ロイヤリティの高さを理由に価格搾取的濫用の規制を行ったことは、諸外国競争法の運用をみても類例はない。本件ロイヤリティの紛争に介入する根拠として「CD-R 製品の市場情勢の著しい変化に応じてロイヤリティを調整しない」ということに求めた視点からみれば、公平委の本件ロイヤリティの紛争に対する判断は、台湾 CD-R 製品の産業をまもるためからであると思われる。

¹³ (91)069号処分(2002年4月11日第544回委員会決議)。

¹⁴ 台北高等行政裁判所92年度訴字00908号判決。

2. 企業結合規制の運用

企業結合の処理状況について、11条により申告・届出義務が課されており¹⁵、公平交易法施行時から2008年11月末までに申告・届出のあった6,389件の企業結合のうち、認可された件数は、計6,115件である¹⁶。

この統計資料にみるように、従来の申告・届出のあった企業結合のうち、競争法上問題があるとして措置のとられた事件の件数・比率（274件、申告・届出件数全体の4.3%）は、かなり少ないものとみられる。それは、企業結合規制の趣旨に応じて、台湾企業の小規模性を改善するため、競争政策より産業構造の一層の高度化を求めることが重視されたからであると考えられる。

一方、企業結合の申告・届出件数は、届出の適用除外規定（11条の1）が新設・施行された2002年以降、毎年減少してきており、2001年においては1,089件であったものが、2008年においては約33件にまで減少している。

近年では、外資系企業が頻繁に台湾の市場へ進出するのに伴い、国際的な企業結合・業務提携が盛んに行われつつある。そのうち、2008年2月の日本資本系の楽天会社と台湾統一超商（セブン・イレブン）会社の企業結合が典型的な例として挙げられる。本件は、日本最大級の通販オンラインショップ企業である楽天会社と台湾の大手流通業者・統一超商会社が共同出資により台湾でマーケットプレース型インターネット・ショッピングモールを運営するため、合弁企業・台湾楽天市場会社を設立するものである。

本件の企業結合では、日本楽天会社と台湾統一超商会社がそれぞれ51%、49%の出資比率を有し、台湾楽天市場会社の議決権付株式又は総資本額の3分の1以上を取得し、また台湾統一超商会社が4分の1を超える市場占拠率を占めるため、11条1項2号により、あらかじめ当該企業結合を公平委に届け出なければならなかった。

公平委は、本件は混合型の企業結合であり、それにより競争単位の減少、ネットショッピングの市場構造の集中化及び単独行動又は協調的行動に

¹⁵ 企業結合に対する規制の仕方は、ビジネスチャンスを損なわないため、2002年の法改正により、事前申告許可制から事前届出異議制になった。

¹⁶ 公平委ホームページ (<http://www.ftc.gov.tw/1000010129991231589.htm>) の統計資料参照。

よる競争制限の効果などの問題を生じないとして、本件の企業結合を認可した。ただ、本件の企業結合により経済全体の利益がそれにより競争制限の不利益を上回ることを確保するため、公平委は、12条2項により、台湾統一超商会社に当該企業結合による独占的地位の濫用や競争的制限などの行為をしてはならないとの条件を課した¹⁷。

以上のとおり、企業結合の審査においては、12条で国民経済の利益と競争制限の不利益の比較衡量という審査基準が示されているにもかかわらず、このような抽象的審査基準の下で、実際の判断が不透明となることが多く、公平委の意思や裁量に大きく左右されるおそれがあり、その審査の透明性や予測可能性に欠けていると指摘されている。

3. カルテル規制の運用

公平交易法施行時から2008年11月までの間において、カルテルの違反事件として処理された件数は、計139件であり、年平均で見て8.6件という状況にある¹⁸。そのうち、2000年では、当年2月の法改正で事業者団体の決議等による制限的行為もカルテルとみなすとの推定規定（7条4項）が新設されたことにより¹⁹、同年度の違反事件数は21件へと急に増えた。その後、これまで公平委が有していた入札談合事件の処理権限について、政府調達法との二重規制の問題を回避するため、公共工事委員会との間で業務調整基準が作成され、その権限が原則として公共工事委員会に移管されたので、公平委のカルテル違反事件の件数は減少している。

カルテル規制は、公平交易法の中核のひとつをなす規制であり、「不当な取引制限」を禁止する事業者間のカルテルの規制（7条1項）と事業者団体による競争制限行為を禁止する事業者団体のカルテルの規制（7条4項）に分かれる。従来、カルテル違反事件のうち、事業者団体によるカル

テルの違反件数は、全体の約40%を占めているものの、これまで公平委の審決例では、これらのカルテルに対して事業者団体のみを処罰し、そのカルテルに参加して団体の意思決定を行った構成事業者は処罰の対象とならないとの立場に立っている。このような法運用は、カルテルに対する規制の実効性が損なわれるのではないかとの問題がある。

他方、7条1項の定義規定によれば、不当な取引制限にあたるためには、複数の事業者間に「契約、協定又はその他の合意」との共通の意思が形成されていることが必要であり、「その他の合意」には暗黙的合意（implied agreement）も含まれると解されている。しかし、カルテル規制において、どのような事実・証拠をもって暗黙的合意を立証できるかが問題となる。近年の実務においては、暗黙的合意の認定について、間接事実の積み重ねにより立証の精緻化が要請されている。その代表的事例は次のとおりである。

2004年10月14日の公平委審決において、寡占的石油業者である中国石油会社と台塑石化会社の2社は、2002年4月から2004年9月までの間に、20回以上に渡って同調的に各社の石油価格を引き上げたり、引き下げたりすること、及び事前にマス・メディアでその価格を公表すること等が寡占的協調行動（concerted action）とされ、2社の行為はカルテルにあたると認定されたうえで、各650万台湾元の過料が科された²⁰。

しかし、その後の審決取消訴訟において、台北高等行政裁判所は、2006年11月30日、本件には価格調整に関する外形上一致した事実はあるものの、事業者間に事前の連絡や情報交換が行われた事実を示す証拠がないことと判断したうえで、本件には公平会の裁量権の濫用の疑いがあるとして、当該審決を取り消した²¹。

4. 不公正競争行為規制の運用

不公正競争行為の概念には、多種多様な行為類型が含まれ、各行為間でその性格が大きく異なるものも少なくない。これらの不公正競争行為の違反件数は、公平交易法施行時から2008年11月までの間に、計2,801件とな

¹⁷ 公結字第097001号（2008年2月14日第849回委員会決議）。

¹⁸ 公平委ホームページ（<http://www.ftc.gov.tw/1000010129991231589.htm>）の統計資料参照。

¹⁹ 7条4項においては、「事業者団体において会員の事業活動を拘束する定款、総会若しくは理事・監事会議における決議又はその他の行為は、これを水平的カルテルとみなす」と定められている。

²⁰ 石油価格カルテル事件(93)102号処分(2004年10月14日第675回委員会決議)。

²¹ 台北高等行政裁判所(94)訴字2370号判決。

っている²²。そのなかで、最も多いのが不当表示の1,281件であり、全体の45.7%を占めている。それは、台湾の各産業において多数の中小企業が存在し、狭い市場で顧客獲得競争が激しく行われている状況にあって、しばしば虚偽・誇大広告のような不当な競争手段がとられることになるからである。実務では、その違法判断に当たっては、当該表示又は標識が一般消費者に誤認させるか否かについて判断すべきであると示されている²³。

また、欺瞞的・明白に不公正な行為(24条)については、その違反事件が、不当表示の件数に次いで927件(全体の44.5%)となっており、そのうち、不当に競争相手が知的財産権を侵害する旨の警告状を外部へ送付すること、生活関連物資等の買占め又は売惜しみを行うこと、及び大規模流通業者による納入業者に対する優越的地位の濫用などが典型的な違反事例として挙げられている。

なお、108件(3.9%)の自由競争・公正競争阻害行為(19条)事件には、拘束条件付取引の違反事例(40件)が最も多いという状況にある。審決例においては、不当な拘束条件付取引に当たるとされた代表的な事例として太平洋崇光百貨店(SOGO)事件がある。本件では、大手デパート業者である太平洋崇光百貨店が、正当な理由がないのに、同店に販売コーナーを設けた業者に対し、同店から半径2キロ以内のショッピングセンターに本契約と同一若しくは類似の商品及び役務を販売し経営しないことを義務付けた契約条項が、19条6号の不当な拘束条件付取引に当たるとされている²⁴。

他方、近年の台湾商標法の改正によって同法に適用される商標の概念が拡大され²⁵、同法により他人の商品・営業標識の模造詐称等行為を規制す

ることも可能となったから、当該行為に対する同法と公平交易法20条1項²⁶の二重規制が問題となる²⁷。

V おわりに—今後の課題

現在、公平交易法の改正作業は、各界との意見調整が行われている。公平委としては、各方面からの意見を踏まえつつ、改正案の適切性について検討するとともに、その法改正の方向に応じて、諸規制産業への競争政策の推進や明確な行政制裁金の賦課基準の策定・公表に努めていくことは必要である。また、公平交易法において、措置体系の改善、エンフォースメントの強化の観点から、今後は、以下のように現行法制の検討を進め、その結果に基づいて法改正への提案が行われるべきであると考えられる。

まず、事件処理の体制について、現在公平委は、年間1,300件以上の大量の違反被疑事件を効率的・迅速的に処理するために、違反の程度や競争制限の効果に即した適切な対処措置となるよう、是正勧告や同意命令(consent order)のような略式審査制度を導入する必要がある。

次に、手続的規制について、従来、公平交易法の運用は、公平委による行政的執行を中心に据えているものの、その行政的執行には十分な適正手続の保障に係る規定が欠けているといった致命的な欠陥を抱えている。このため、公平交易法において、被審人に口頭弁論の機会や証拠開示の請求の権利を付与するように手続規定の拡充・強化を図っていくことは極めて

ることから、2003年の法改正により音響・立体商標制度が導入された。

²⁶ 公平交易法20条1項1号において禁止する他人の商品・営業標識の模造詐称等の行為として、関連事業者又は消費者に広く認識されている他人の商品又は営業の標識と同一若しくは類似のものを使用することにより、他人の商品又は営業と混同をもたらすこと、又は当該標識を使用した商品を販売し、運送し、輸出し若しくは輸入するとの行為が掲げられている。

²⁷ 実務上、商標権が侵害される場合には、商標法により司法的事件として対処することができるが、公平交易法により公平委への申告ルートを優先することがよく見られる。なぜなら、「公平委への手数料の納付が不要」、「司法的事件の処理より、公平委による行政的処理は、迅速かつ効率的に事件を審査することができる」などのメリットがあるからである。

²² 公平委ホームページ(<http://www.ftc.gov.tw/1000010129991231589.htm>)の統計資料参照。

²³ 公平委「公平交易法21条に係る事件の運用基準」(1994年8月31日第151回委員会決議)第七点。

²⁴ (91)086号処分(2002年5月23日第550回委員会決議)。

²⁵ 台湾商標法旧5条1項では、商標とは「文字、図形、記号、色彩の組合せ若しくはこれらの結合であって」と定義し、平面的なものに限定されていたが、国際的には音響・立体商標も商標法による登録制度をもって保護することが趨勢となってい

重要である。

なお、公平交易法のエンフォースメントについて、多面的な執行により違反抑止の機能を効果的に発揮するためには、公的執行及び私的執行の均衡ある運用がなされるべきである。したがって、民事面では、被害者による損害賠償の立証責任の軽減、裁判所からの求意見制度及び団体訴訟制度に関する私的エンフォースメントの活用策、刑事面では、専属告発制度や犯則調査権限に関する刑事罰の強化策などの導入を検討することが緊要となる。

一方で、台湾競争法制の改正は以上の法改正だけで終わるものではなく、改正後の法運用においては、公平委の独立性・専門性を確保しつつ、公正かつ透明的な手続の下でより適切に実態にあった各違反行為を摘発することも望ましい。